

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会からのお知らせ

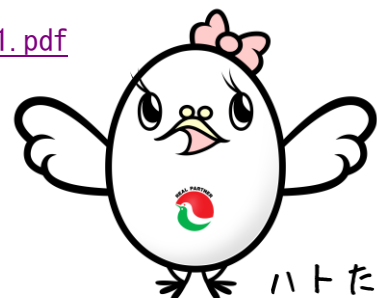
不動産売買契約の注意事項

- ・ 契約前は、必ず物件確認・内覧をしましょう
- ・ 契約前に不明な点は、分かるまで確認しましょう
- ・ 契約書等に書かれている内容で分からない点はその都度確認するようにしましょう
- ・ 契約に関わる書類は大切に保管しましょう
- ・ 最近、「原野商法」に関する被害や相談が増えていきますので注意しましょう

※「原野商法」http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180125_1.pdf

不動産売買契約のトラブルに関する情報は
一般財団法人不動産適正取引推進機構の
HPをご参照下さい。

<http://www.retio.or.jp/info/qa.html>



ハトたま

宅地建物取引士による不動産無料相談所

埼玉県宅建協会では、不動産取引に関する無料相談所を一般消費者を対象に開設しています。お気軽にご相談下さい。

■電話番号：048-811-1818 ■相談日：月・水・金曜日 ■相談時間：10:00～12:00／13:00～15:00

■相談方法：お電話（※予約不可）

■場所：さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館 2F ■アクセス：JR浦和駅東口から徒歩約5分

埼玉県宅建協会では、県内各エリアに設置している16支部においても「宅地建物取引士による不動産無料相談所」を開催しております。

開催場所や日程につきましては、埼玉県宅建協会HP（下記）よりご確認ください。

<https://www.takuken.or.jp/hq/soudan/soudan.html>



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部